

令和元年度第2回権利擁護専門部会

1. 日時 令和2年2月7日（金） 午前10時から

2. 会場 千葉県教育会館 本館6階 604会議室

3. 出席者

(1) 委員（19名中14名出席）

蒲田委員（部会長） 白井委員（副部会長） 五十嵐委員 稲岡委員 稲阪委員
植野委員 太田委員 酒井委員 坂本委員 佐久間(利)委員 渋沢委員 常岡委員
村山委員 吉井委員

(2) 県

萩原障害者福祉推進課長 野澤障害福祉事業課長 対馬共生社会推進室長 他

4. 議題

1. 開 会

2. 議 題

(1) 障害者虐待通報等の状況について

(2) 利用者による障害者虐待の状況等について

(3) 令和元年度障害者虐待防止・権利擁護研修の状況について

(4) 地域協議会の設置状況及び対応要領の策定状況について

(5) 障害者差別に関する相談の受付状況及び

平成30年度広域専門指導員等活動報告書について

(6) 令和2年度重点事業について

(7) その他

3. 閉 会

5. 議事における意見及び質疑応答

議題（1）障害者虐待通報等の状況について

個別の虐待事案等が含まれるため非公表。

議題（2）使用者による障害者虐待の状況等について

【渋沢委員】

障害者に限らず対応されることがあると思うのですが、相談者の中で障害のある人はどのくらいの割合なのかを伺いたい。また、虐待防止法では障害者は手帳の有無に限らないと思うが、相談者が障害者なのか障害者ではないのか、違反があった際に障害者虐待防止法の対応とするのかは、誰がどのような判断で行っているのか教えていただきたい。

【太田委員】

最低賃金法違反で障害のある方が多いのかという割合の御質問については、現在資料を持ち合わせていないためお答えできない。障害のある方に限った話ではないと思うため、障害のある方だから最低賃金法違反が多いとは必ずしも言えないと考える。

また、障害者手帳を持っているか持っていないかについても労働基準監督署が、事業所を訪問した際に、その当事者の方が障害者かどうかその時点で明確に把握できるかどうかは、資料の中で判断することとなるため確実ではない。ただ、ハローワーク等に直接御相談に来ていただいた方については、度重なる相談の中で、手帳をお持ちのない方であっても専用の窓口において状況を詳しくお聞きする。そのため、手帳をお持ちでない方でも、相談や届出等を拾い上げるという形である。

【渋沢委員】

生活に困っている方とか、もしかしたら埋もれてしまっている方がいらっしゃるのではないかなと懸念があるということを書いたかった。

【太田委員】

追加だが、使用者による障害者虐待については全ての事業者当たる話であるため、幅広い周知啓発を行っていく必要があると思っている。これが虐待であるのかどうなのかということ障害のある方が理解しにくい場合もあるため、まず事業者側が虐待をしないという意識を持つということが大切であると考えている。引き続き障害者虐待防止については幅広く周知をしていきたい。

【村山委員】

まず一つ質問から。使用者による虐待の対象として事業者とか色々書いてあるが、特例子会社というのは対象に含まれているのか教えてほしい。本社や元々の会社以外のところに職場を構えて、そこで雇用する形もあると思うが、そこも含まれているということよろしいか。

【太田委員】

本社が別にあった場合、つまり支店や営業所でも事例が発生すれば対象となる。特例子会社についても会社組織であるため、使用者という立場であれば当然この使用者虐待に含まれる。本社が別にある場合、出先だけでは解決できないときもある。そのような場合には本社の担当者と合せて事案に対して聴取などをさせていただく。

【村山委員】

ありがとうございます。近年、障害者雇用のために特例子会社を作る会社が増えている。以前の自社雇用という形から、広がってきている状況である。特例子会社を作ってみたり、本社以外の場所を作ってみたり。そのあたりの区別も必要かなと思っている。そのような場所での虐待件数はどうなのかも非常に気になる場所であるが、そのあたりの統計はやはり難しいのか。また、資料の事業者の業種・規模というところに、本社勤務であるかどうかを分かるような記載を追加することは可能か。私から見ると障害者雇用と言っても普通の福祉作業所を作ったようなイメージ。そのようなところでどのような対応されているのかというのは、件数が増えているからこそ気になる場所であるため、そのような場所での虐待の発生の状況等についてもぜひ調べていただきたいと思う。

【太田委員】

件数だけを見て、あまりにも数字を絞り込むと特定されてしまう恐れがあるため、虐待の事例等について、御要望に沿えるように工夫してまいりたい。

【坂本委員】

太田委員が仰っていたように、やはり本人からの通報だとどうしても匿名が多くなってしまふというのが残念である。通報者が通報しても不利益が無いようになっているが、相談者の方にも使用者の方にも、そのような制度について御理解いただけるような研修等を考えていかなければいけないのかなと感じた。また、事例を見てみると、ご本人からはもちろん、同僚が自分の会社で雇用している障害のある人が上司からこのようなことをされているということで、同僚の方が通報しているというのはとてもいいことだと思う。このような会社ではしっかりと周知されているのだろうと感じた。質問であるが、就労定着支援事業所の定着支援や、定着の事業もできているなか、なかぼつセンター等々の方々が通報した件数はどれくらいあるのか。

【太田委員】

まず、なかぼつセンターよりも、通報がやはり多いのは当事者、同僚、家族が殆どである。同僚の方からの通報だと、誰かが虐待を受けているという内容ではあるが、その虐待を将来自分も受けてしまうのではないかという恐れや不安が含まれていると感じている。村山委員からもありましたが、障害者の方が社会進出され、障害者雇用率も上がってきて、特例子会社等を作って障害のある方が何人、何十人と勤務しているような会社も増えてきた。その何十人という同僚の方の誰かが虐待を受けてしまって、いずれは自分に返ってくるのではないかという不安が、同僚からの相談が増えている背景だと思う。千葉県内にもそのような事業者は沢山あり、同じ事案で複数の方から通報が入るということもあるため、それらを根本から是正していかないといけない。その人達を守るのではなくて、会社全体を守ることが必要なのではないかなと思っている。

【植野委員】

労働局に直接つながっている相談件数を知りたい。2年前だったか昨年だったかに確認したところ、パンフレットがハローワークにあり、そこに相談窓口の案内があったが、

非常に分かりづらく殆ど気が付かないものであった。ハッキリと分かるような記述にしてほしいという旨の要望を出したと思う。いずれにしてもダイレクトに相談があった件数というのはどれくらいか教えていただきたい。

【太田委員】

労働局いわゆる雇用環境・均等室に直接上げられた相談件数につきましては、手持ちの資料等がないため、お答えできない。申し訳ない。相談先の周知等については、ハローワークだけではなく、様々な機関、例えば労働局内にも労働基準監督署や私共の雇用環境・均等室等がある。相談先にどのようなところがあるのかということについては、分かりやすい周知方法に努めてまいりたい。

【植野委員】

有難うございます。ちょっと心配しているのは、ハローワークに障害者が相談に行くケースが減っていると感じています。ハローワークならではの良さとか特徴を強くアピールしていただく、窓口があるということも含めて、周知していただくことが重要だと思っている。最近インターネット等他の調べ方で調べてしまうということもあり、非常に勿体ない。ハローワークならではのことをアピールしていただきたい。

【太田委員】

御意見有難うございます。私共の期待ということで受け止めさせていただき、これからの周知方法や相談しやすい窓口に向けて頑張っていきたいと思う。

議題（3）令和元年度障害者虐待防止・権利擁護研修の状況について

【渋沢委員】

この間、船橋市の放課後等デイサービスの集まりに呼んでいただいて、お話する機会があった。放課後等デイサービスの事業者の方も資料の②の研修等に出てらっしゃるそうなのだが、子ども特有のことに触れられていないのでピンとこないということを仰っていた。研修を3回やるのであれば、1回くらい内容を違うものにしてもいいのではないかなと思う。

【事務局】

今年度行った研修のアンケートなどで、放課後等デイサービス等に勤務する職員の方からそのような声が上がっているというのが実情にある。また、今までは研修内のグループワークについては座席指定を行わず実施しているが、やはり同じ障害福祉サービス事業所同士でお話ししたいというご意見なども寄せられておりますので、そのような視点を取り入れながら、今後グループワークなど実施していきたいと考えています。

【五十嵐委員】

渋沢委員の御意見を踏まえてだが、研修をより良くしていくために研修が終わった後に受講生にアンケートを行っていると思うが、講師の方にも意見を伺うのも大切だと思う。この会議の委員の方は、ここで意見を出せると思うが、委員でない講師の方には何か研修の改善に関するアンケート等は行っているのか。

【事務局】

今年度の新たな取組として、研修会講師である佐久間水月委員と虐待防止マネージャー研修に関わっていただいた講師の方と打合せをしている中で、今までは佐久間委員に法律の説明、その後に施設の取組という順番で、別々に時間を設け研修を進めてきたが、今年度は法律家の視点を入れた後に、実際に施設ではどのような説明をしているのかという流れにし、コラボしていただくような形で実施した。管理者研修でも同様に坂本委員に御協力頂きながら進めたところである。実際にアンケートの中でも新しいやり方のほうが分かりやすかったというお声も頂いた。今後も講師の方と打合せする機会をなかで、色々な御意見を頂きながら進めていきたい。

【吉井委員】

今年度市町村向けの研修で色々お話しいただいていると思うが、懸念しておりますのが、一般市民の方たちに虐待防止や権利擁護に関しての普及啓発の取組というところがなかなか見えないところがある。やはり関係者だけが知っていても、虐待防止としてはいいわけではなくて、一般市民の方たちや様々な関係者の方が知っていて、行動していくということが大切だと思っている。ぜひ来年度に向けて、市町村への取組で一般市民に向けた普及

啓発も呼びかけをしていただければと思う。

【事務局】

市町村の普及啓発については予算の取りまとめ等している関係で、県として各市町村の状況を把握することは可能である。実施していない市町村についてどのように呼びかけていくのかというところは、課題としては上がっている。また、今年度厚生労働省の事業の一環で、全国の予算取りの状況について収集するような機会があり、結果を厚生労働省から返してくださるということも聞いている。そのようなものを今後市町村に共有して、検討していければと考えている。

【稲岡委員】

吉井委員から御指摘のありました件について。浦安市には権利擁護センターがあるが、周知啓発ということでは非常に苦勞しているという現状である。実は関係者、いわゆる障害者を雇用している事業所までは、かなり浸透しているところではあるが、一般の市民の方に聞くとしたら、怖くて聞けないような状況。ただ、これを一般の市民のほうに伝えていくということが大切だと考えているため、我々も小学校4年生等を対象に福祉体験教室という総合的な学習の時間で御協力を頂いて、子供たちに広めていくところから始めていくところである。しかし、市民に浸透させるのはとても根気のいる時間のかかることだと思う。やっと、様々な事業者から「このようなことをしたら差別にならないだろうか。」という相談が入るようになってきたところである。一つの自治体としての取組をお知らせしたかったので、お話しさせていただいた。

議題（4）地域協議会の設置状況及び対応要領の策定状況について

及び

議題（5）障害者差別に関する相談の受付状況及び平成30年度

広域専門指導員等活動報告書について

【稲阪委員】

地域協議会について、私も佐倉の地域協議会の委員長をさせていただいているが、まず困ったのはどのように進めようかなということ。今年度は3回ほど開催し、1回目は弁護士による全体的な研修、2回目は広域専門指導員による実際の事例について、3回目は当

事者・家族ということで、家族会の方からお話しを頂く形で開催したのだが、これでいいのかどうかというのが悩みである。来年度以降どうしようかということをして市町村としても悩んでおり、おそらく設置しているところは増えていると思うが、私も色々な市町村に電話してみると、1回だけしか開催していないとかそういうところが殆どで、あまり参考にさせていただくところが無かった。県のほうから設置した後にはどのような活動をしたらいいいのか、その辺の具体的な事例を教えていただければありがたいと思う。また、佐倉市も予算を取って、権利擁護に係る研修は年間に何度もやっているのですが、それでも一般市民の方の参加は少ない。民生児童委員等を中心にやってはいるが、それも結構頭打ちで、もう10数年はやっているものの、かなり厳しいというのが現実である。なかなか打開策も見えてこないが、まあ地道な努力ということで、一步一步やっっていこうということでやっている。どの市町村もかなり悩んでいることと思う。今後の地域協議会については、国のほうもある程度バックアップしようという動きが出ていますが、県として、各市町村で地域協議会の開催はどのくらいあって、内容はどのようなものかということのを教えていただけると、私自身も勉強になる。よろしくお願ひしたい。

【植野委員】

質問意見多いので申し訳ないのですが、全部で4つ～5つあると思う。

まず、会議開催が減っている。正直に申し上げて、地域協議会の委員には障害当事者が少ない。だからなかなか議論が盛り上がらないというのも当然かなと思っている。例えば身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神障害者保健福祉法3つの法律があるにもかかわらず、地域協議会の委員は一人に絞れと、それぞれの代表一人が委員ということである。障害当事者というのは障害特性がそれぞれあり、違いがあるので、議論が難しくなってくるというのが1つ。それから2つ目は対応要領のことです。資料にあるとおり対応要領を策定していない自治体も見受けられるが、まさにこれは障害者に対する配慮というのが欠けているということだと思う。例えば千葉県には情報保障のためのガイドラインがあるが、それもしっかりと対応要領の中に反映されていないエリアが出てくる。そういうところが気になっている。一つの市や町、それと近隣の町で状況がまだらな感じになってしまっているということに危機感を覚えている。対応要領についてもしっかりと普及啓発をしていただきたい。それから、広域専門指導員と市の窓口との連携についてマニュアルを作っほしいというのは何度も申し上げているところだが、改めて、お願ひしたいと思う。相談

者からすると、市町村の窓口に行っても解決に結びつかないケースがある。その後に広域専門指導員に相談しても、先に市町村の窓口が相談を受けたのだから、そちらに相談して欲しいという話になってくる。やはり相談者としては、広域専門指導員と市町村と一緒に取り組んでいただく、連携した形で取り組んでいただくことが有難いと思う。先に相談した窓口に行ってくれということで、振り回されるケースも出てきているため、お願いしたい。最後になるが、市町村は地域協議会が見えない場面がある。地域協議会というものを我々聴覚障害者にも啓発しているが、なかなか分からない。例えば、差別の調整委員会みたいな名前があれば、ここにはそのような相談が可能なのだと分かる。地域協議会という名前ではなかなか意味合いが分からず、一般には伝わり切れない。だから名称の工夫が必要かなと常々思っている。法律の名称はあるにせよ、各市町村が通称という形で一般の方に分かりやすい名称に変更する必要があると思う。千葉の調整委員会という方が逆に知られており、千葉の県民方は結構知っている。地域協議会はほとんど知らないという方が多いため、聴覚障害者への情報保障の観点からも御配慮をお願いしたい。

【事務局】

こちらで先ほどご紹介させていただいたが、内閣府主催の研修会が2月3日にございました。その際には内閣府から地域協議会を全国的に普及させるという目的を進めていこうという形はあるものの、なかなか普及していないという現状であるとの説明があった。研修会に参加した各自治体の担当者からは、地域協議会の中身をどうしたらいいのか分からないという話もあり、人的な資源も不足気味であるとの声があった。先ほど植野委員から、地域協議会という名称だと中身が分からない、調整委員会のほうが差別の相談についてのことだと分かりやすいという御指摘がありました。千葉県の場合は障害者条例において設置した調整委員会を一部地域協議会と併用という形で開催出来ているところだが、他県や各市町村においては、そのような面がなかなか難しいという状況であると思われる。内閣府からは、今後は各自治体で全国的に開催して、問題点を抽出し、対応していくという言葉もあったため、内閣府のからも色々なことを教えていただきつつ、県内に地域協議会について広めていきたい。

【植野委員】

有難うございます。補足だが、私が住んでいるのが大きな市で、40万都市だが、自立

支援協議会というものがある。それは県と同じような形で障害当事者が多く参画しているという形だが、6名障害者団体から選ばれて参加している。地域協議会に関しては他の地域ではかなり絞られているという現状をお伝えしたかった。御検討をお願いしたい。

【渋沢委員】

私は内閣府の地域協議会の委員をしていたのだが、やはりその場で議論していることは、現場を考慮していないなと感じた。稲阪委員が仰られているご苦労も、私は茂原の地域で活動しているので、すごくよく分かる。他の自治体ではどのようなことをやっているのかとか、担当者の方が集まって意見交換するような機会があればいいのではないかと思った。もう一つは広域専門指導員について。地元で地域相談員になっているが、個人情報の件とかでなかなか難しいとは思いますが、指導員が受けた相談がなかなか市町村に返ってこないという問題がある。相談件数が減っているのは、虐待防止法とか差別解消法とかできて、市町村が一義的に対応するようになったことと関わりは深いと思うため、市町村と一緒にできるような仕組みに変えていかないと、上手くいかないのではないかなと思う。

【白井副部長】

私も地域相談員をやっているが、年に一回地域相談員研修会でしか、他の地域相談員の方と顔を合わせる機会がなく、そのような状況だとどのような人が地域相談員なのか分からない。また、今日お示しいただいたような相談件数も研修会では示されるが、海匝圏域だと1件とか2件とかしかない。しかし、他の地域相談員話と話をしてみると、相談受けているという話があり、地域相談員に相談して、その場で解決してしまっているという事案が多いようである。そのような相談は広域専門指導員に上がっていないと思う。手前で食い止めている相談はすごく大事ななと思っており、渋沢委員が仰るとおり情報開示というか、市町村行政とのやり取りも含めていくと、もう少し実態が見えてくると思う。手前で食い止めている相談等についても評価していただければと思う。

【村山委員】

差別の解消に関する啓発が大事だと思うが、県レベルだけでも無理で、市町村だけでも無理で、本当に地域で行うということが重要だと思う。小学校や中学校の区域のような小さいところでやっていくことの積み重ねが大事。例えば、私は市川市であるが、私ども

親の会の会員と、千障会との交流会を、全域では難しく数か所しかできていないが、地道に行っている。そのような積み重ねが大事で、市民の方もお話しとか理論を聞くだけより、目の前に同じ地域に住む障害のある方と出会うっていうことはすごく大事であり、そこがなければなかなか広がらないと思う。他の委員の皆様からあったように、障害と言っても特性は色々で、障害だけでなくその方が持っている苦しみも様々であるから、地域の市民と地域の障害のある当事者がふれ合う機会が大事。ただ、障害者自身が行動を起こすということは非常に難しく、ハードルが高かったりするため、例えば市町村や広域専門指導員や社協等が呼びかけて、そのような機会を作っていただければと思う。そのような事例等を地域協議会の中で検討して、小さい地域に落としていくということが出来る研修があればいいなと思う。2月3日に強化ブロック研修会が千葉で試行的に始まったということだが、3日に出た方が記載したアンケートが纏まりましたら、この部会でも示していただきたい。

【植野委員】

各市町村には自立支援協議会があると思うが、その中で地域協議会の報告というものをほとんど聞いたことが無い。結構簡単な項目だけで、報告はほとんど記憶にないし、データも示されていない。協議会のデータも報告として少し出していただけると、各市町村も動きやすいし、動かざるを得ないかなと思う。また、2つ目だが、実際に障害者の相談も持ち掛けて、市町村が必ず言うのが「啓発します、啓発します」ということ。そればかりである。埒が明かない状況である。こちらは相談しているのに「先方に啓発しますから」と言われて、そこで相談を切られてしまい、次に進まないという事例が結構出てきている。勘違いということか分からないが、相談をきちんと解決に繋ぐということが大事。窓口の担当者がただ啓発で済ますというような態度で、結局相談者が諦めてしまうというケースも出てきているため、よろしくお願ひしたい。

議題（6）令和元年度重点事業について

意見なし。